

# セレス会 会員規約

セレス会事務局

- 第 一 条 ( 名 称 )  
本会の名称はセレス会とします。
- 第 二 条 ( 目 的 )  
本会は葬儀葬祭及び年忌法要を軸に会員の便宜を図る事を目的とします。
- 第 三 条 ( 会 員 )  
本規約に同意し、所定の入会手続きを完了し、本会が入会を認めた方を会員とします。
- 第 四 条 ( 入会方法 )  
本会の入会は、所定の申込書に記入し、定められた入会金と共に事務局へお申込みいただきます。  
入会金については(一家族様)10,000円とし、会員が弊社において葬儀を行った場合、その葬儀代金に充当します。それまでは、預り金とし、第11条解約の場合には、遅滞無く返還いたします。  
本会は入会申込書に基づき、所定の入会手続きを行い セレス会の会員である事を証する【会員証】を交付いたします。
- 第 五 条 ( 会員特典 )  
本会の会員は「セレスたてやま」を利用する場合、以下の特典の提供を受けられます。
- |                      |     |    |                      |
|----------------------|-----|----|----------------------|
| 1、通夜・葬儀祭壇の価格         | 10% | 割引 |                      |
| 2、通夜・葬儀・七日法要の式場使用料   | 40% | 割引 | 返礼品・引出物・お供物 当社で受注の場合 |
|                      | 20% | 割引 | ご当家 持込みの場合           |
| 3、葬儀・七日法要のみの式場使用料    | 30% | 割引 | 返礼品・引出物・お供物 当社で受注の場合 |
|                      | 15% | 割引 | ご当家 持込みの場合           |
| 4、年忌法要時 法要式場・会食室の使用料 | 50% | 割引 | 引出物・法要料理 当社受注の場合     |
|                      | 30% | 割引 | ご当家 持込みの場合           |
- ※年忌法要での使用の場合、使用時間に制限があります。
- 5、ホールを利用しない場合 通夜・葬儀祭壇の価格 【寺院・公民館・自宅葬儀の場合】  
10% 割引
- 第 六 条 ( 会員資格の有効期限 )  
会員資格は会員の生涯有効とします。
- 第 七 条 ( 特典の提供の時期及び範囲 )  
特典の提供は、入会手続き後 すぐに受けられます。  
特典の提供は、会員本人と入会時に登録されたご家族が、通夜・葬儀・法要を行う際受けられます。  
※ 但し「セレスたてやま」の利用が重複した場合は申し込み順といたします。
- 第 八 条 ( 特典内容の更新 )  
特典内容は日々の社会状況に合わせて更新し、会員の受益を図ります。  
天災、火災などの不測の事態、その他本会が必要と判断した時に、会員に通告することなく特典の提供の中止・中断することがあります。  
本会は、その帰責事由の有無を問わず、特典の中止・中断などにより生じた一切の損害について、その賠償義務及びその他一切の責を負わないものとします。
- 第 九 条 ( 秘密保持 )  
入会時等に知り得た会員のプライバシーにかかわる情報は、厳にその秘密を保持し、事前に会員の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 第 十 条 ( クーリングオフ )  
本会申込み日を含む8日間は本会事務局宛に書面で通知する事により、入会申込を撤回する事ができます。本会は通知の受領後、すみやかに受領済みの入会金を返還いたします。
- 第 十 一 条 ( 解 約 )  
会員は所定の解約手続きにより、解約できます。但し、会員が(一度)弊社において葬儀を行った場合は、解約できないものとします。
- 第 十 二 条 ( 住所変更 )  
会員は住所の変更があった場合は、すみやかに本会事務局まで、ご連絡下さい。

ネーミング セレスは 儀式空間 しめやかに儀式を行う空間を皆様に提供できればと思い、付けました。

シンボルマーク 立山連峰と、人と人との交わり みなさまのお付き合いを大切にしたいという意味性を表しています。

## セレス会 事務局

TEL 076-463-4664

〒930-0231 中新川郡立山町坂井沢49-3

FAX 076-463-5355